

西村あさひ法律事務所

改正公益通報者保護法により事業者に求められる措置に関する指針
及びその解説のポイント

危機管理ニューズレター

2021年10月29日号

執筆者:

E-mail☑ [木目田 裕](#)E-mail☑ [山田 将之](#)E-mail☑ [西田 朝輝](#)E-mail☑ [松本 佳子](#)E-mail☑ [宮本 聡](#)

目次

- I 改正公益通報者保護法により事業者に求められる措置に関する指針及びその解説のポイント／山田 将之
- II 最近の危機管理・コンプライアンスに係るトピックについて／木目田 裕、宮本 聡、西田 朝輝、松本 佳子

I 改正公益通報者保護法により事業者に求められる措置に関する指針及びその解説のポイント

執筆者: 山田 将之

1. 指針の位置付け

改正公益通報者保護法が2022年6月までに施行される予定である。本改正により、常時使用する労働者の数が300人を超える事業者には、(i)公益通報対応業務従事者を定める義務(改正法11条1項)、(ii)内部の労働者等からの公益通報(内部公益通報)に適切に対応する体制の整備その他の必要な措置をとる義務(同条2項)が課されることとなった¹。

これらの義務に係る措置については、内閣総理大臣が、その適切かつ有効な実施を図るために必要な事項について指針を定め、公表することとなっている(改正法11条4項、6項)。かかる規定を受けて、2021年8月、「公益通報者保護法第11条第1項及び第2項の規定に基づき事業者がとるべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針」(令和3年内閣府告示第118号。以下「指針」という。)が公表され、同年10月には、その解説となる「公益通報者保護法に基づく指針(令和3年内閣府告示第118号)の解説」(以下「指針解説」という。)が公表された。

公益通報を含む内部通報に関しては、従前より、消費者庁が「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)を公表しており、その中で、内部通報体制の整備・運用や通報者等の保護に関して、事業者推奨される事項等の指針が示されていた。しかし、ガイドラインには、強制力はなく、それに沿った措置を講じるかどうかは各事業者の任意の判断に委ねられていた。

これに対し、今般公表された指針は、改正法11条4項に基づくものであって、改正法11条1項及び2項で事業者に求められる措置の内容となるものであり、指針に沿った必要な措置を講じていない場合は、報告徴求、助言、指導、勧告といった行政措置の対象となりうる(改正法15条)。そのため、事業者は、指針に沿った措置を講じる必要がある。

2. 指針及び指針解説の主なポイント

(1) 公益通報対応業務従事者を定める義務(改正法11条1項)について

指針は、「公益通報対応業務を行う者であり、かつ、公益通報者を特定させる事項を伝達される者」を、公益通報対応業務従事者として定めなければならないとしている(指針第3.1)。

¹ 常時使用する労働者の数が300人以下の事業者においては、これらについて、義務ではなく努力義務となっている(改正法11条3項)。

「公益通報対応業務」とは、公益通報の受付、調査、是正に必要な措置の全てまたはいずれかを主体的に行う業務及び当該業務の重要部分について関与する業務を行う場合をいうとされる(指針解説第 3.II.1③)。特定の事案にのみ関与する者(例えば、特定の事業部門が関連する事案のみ、調査・是正に関与する者)も、必要が生じた都度、公益通報対応業務従事者として指定する必要がある。一方で、措置を主体的に行っていない者、重要部分に関与していない者は公益通報対応業務従事者には含まれない。例えば、公益通報の受付・調査・是正を担当とする部署からの指示により、製造物の品質不正事案に関する社内調査において品質の再検査を行う者などは、公益通報の受付・調査・是正に必要な措置を主体的に行っておらず、かつ、措置の重要部分について関与していないことから、たとえ公益通報者を特定させる事項を伝達されたとしても、公益通報対応業務従事者として定めるべき対象には該当しないと考えられる。

また、指針は、公益通報対象業務従事者を定める際には、書面により指定をするなど、本人に明らかとなる方法により定めなければならないとしている(指針第 3.2)。これは、公益通報対象業務従事者には守秘義務が課され、違反した場合には刑事罰もあることから(改正法 21 条、12 条)、本人の予期に反して刑事罰が科されることを防ぐためである。必ずしも個別に通知する必要はなく、内部規程等において部署・部署内のチーム・役職等の特定の属性で指定することも可能である(指針解説第 3.II.2③)。

(2) 内部公益通報に適切に対応する体制の整備その他の必要な措置をとる義務(改正法 11 条 2 項)について

① 部門横断的な公益通報対応体制の整備

指針は、部門横断的な公益通報対応業務を行う体制の整備として、(a)内部公益通報受付窓口の設置等、(b)組織の長その他幹部からの独立性の確保に関する措置、(c)公益通報対応業務の実施に関する措置、(d)公益通報対応業務における利益相反の排除に関する措置をとることを求めている(指針第 4.1)。

(a)については、内部公益通報受付窓口を設置し、受付・調査・是正に必要な措置をとる部署及び責任者を明確に定めることが求められる。設置される受付窓口は、部門横断的に内部公益通報を受け付けるものである必要がある。「部門横断的に受け付ける」とは、個々の事業部門から独立して、特定の部門からだけでなく、全部門ないしこれに準ずる複数の部門から受け付けることを意味する(指針解説第 3.II.1(1)②)。そのため、事業部制や社内カンパニー制を採用している事業者においては、事業部やカンパニーを横断した全社的な通報受付窓口を設置する必要がある。窓口は、必ずしも社内を設置する必要はなく、外部(外部委託先、親会社等)に設置することでもよい。

指針解説では、子会社や関連会社を含む企業グループ共通の窓口を設置することや、関連会社や取引先を含め他体制整備をしたり関連会社や取引先の体制の整備・運用状況を定期的に確認等すること、中小企業においては何社か共同して外部(法律事務所や民間の専門機関等)に窓口を委託すること、事業者団体や同業者組合等の共通の受付窓口を設けることが提案されている(指針解説第 3.II.1(1)④)。

(b)については、組織の幹部から独立した内部公益通報対応体制の構築が求められるが、組織上、公益通報の受付・調査・是正を行う部署が、事業者の執行部門の下に設けられていたとしても、それだけで直ちに独立性が失われるわけではない。指針解説は、独立性を確保するための方策として、社外取締役や監査機関(監査役、監査等委員会、監査委員会等)にも報告を行うようにする、社外取締役や監査機関からモニタリングを受けながら対応を行うといった例を挙げている(指針解説第 3.II.1(2)③)。

(c)については、通報を受け付けた場合は、調査を実施しない正当な理由がある場合を除いて必要な調査を実施すること、調査の結果法令違反が明らかになった場合には速やかに是正に必要な措置をとること、是正に必要な措置をとった後、当該措置が適切に機能しているか確認し必要に応じて措置を見直すことが求められる。調査を実施しない正当な理由がある場合とは、解決済みの案件に関する情報が寄せられた場合や、公益通報者と連絡がとれず事実確認がとれない場合等が考えられる(指針解説第 3.II.1(3)③)。

(d)については、事案に関係する者を公益通報対応業務に関与させない措置をとることが求められる。「事案に関係する者」とは、典型的には、公益通報者や被通報者と一定の親族関係がある者等が考えられる(指針解説第 3.II.1(4)②)。対応としては、「事案に関係する者」を調査や是正に必要な措置の担当から外すことが考えられるが、公正さが確保できる部署のモニタリングを受けながら対応する等、実質的に公正な公益通報対応業務の実施を阻害しない措置がとられている場合には、その関与を妨げるものではないとされる(指針解説第 3.II.1(4)③)。

なお、いわゆる顧問弁護士を内部公益通報受付窓口とすることについて、指針解説は、顧問弁護士に内部公益通報をすることを躊躇する者が存在し、そのことが通報対象事実の早期把握を妨げるおそれがあると指摘している(指針解説第 3.II.1(4)④)。もっとも、指針解説においても顧問弁護士を通報窓口とすることが一切認められないとしているものではなく、顧問弁護士を内部公益通報受付窓口とする場合には、例えば、その旨を労働者等に明示等して、利用者が通報先を選択するに当たった判断材料を

提供することが望ましいとしている(指針解説第 3.II.1(4)④)。

② 公益通報者を保護する体制の整備

指針は、公益通報者を保護する体制の整備として、(a)不利益な取扱いの防止に関する措置及び(b)範囲外共有等の防止に関する措置を求めている(指針第 4.2)

(a)については、不利益な取扱いを行うことを防ぐための措置をとると共に、不利益な取扱いを受けていないかを把握する措置をとり、不利益な取扱いを把握した場合には、適切な救済・回復の措置をとること、不利益な取扱いを行った役職員に対して、諸般の事情を考慮して懲戒処分その他の適切な措置をとることが求められる。

ここでいう「不利益」とは、解雇、降格、減給等の労働関係・人事措置に関するものに限られず、事実上の嫌がらせ等の精神上・生活上の取扱いに関することも含まれる(指針解説第 3.II.2(1)③)。これらの不利益な取扱いがなされないよう、日頃から役職員に不利益取扱いの禁止を周知・教育することや、必要に応じて被通報者に念押しする等の対応が求められる。

指針解説では、公益通報者を特定させる事項を不当な目的に利用した者についても、懲戒処分その他適切な措置を講ずることが望ましいとしている(指針解説第 3.II.2(1)④)。

(b)については、情報の範囲外共有を防ぐための措置をとり、範囲外共有が行われた場合には適切な救済・回復の措置をとること、やむを得ない場合を除いて通報者の探索を防ぐための措置をとること、範囲外共有や通報者の探索を行った役職員に対して、諸般の事情を考慮して懲戒処分その他の適切な措置をとることが求められる。公益通報対象業務従事者として定められていない者は公益通報者保護法の守秘義務の対象とはならないが、守秘義務の対象とならない者が情報を取得した場合も含めて範囲外共有を防止する体制を構築しなければならない(指針解説第 3.II.2(2)③)。

③ 内部公益通報対応体制を実効的に機能させるための措置

指針は、内部公益通報対応体制を実効的に機能させるための措置として、(a)労働者等及び役員並びに退職者に対する教育・周知に関する措置、(b)是正措置等の通知に関する措置、(c)記録の保管、見直し・改善、運用実績の労働者等及び役員への開示に関する措置、(d)内部規程の策定及び運用に関する措置を求めている(指針第 4 の 3)。

(a)については、法及び体制について教育・周知をすることや、体制の仕組みや不利益な取扱いに関する質問・相談に対応することが求められる。社員教育に共通することではあるが、継続的且つ実効的な教育方法を検討する必要がある。特に、公益通報対応業務従事者に対しては、他の役職員と比較して、より実効的な教育が必要となる(指針解説第 3.II.3(1)③)。

(b)については、書面により内部公益通報を受けた場合は、是正に必要な措置をとったときはその旨を、通報対象事実がないときはその旨を、通報者に速やかに通知することが求められる。ただし、利害関係人のプライバシーを侵害するおそれがある場合、通報者が通知を望まない場合、匿名による通報であるため通知が困難な場合等にまで通知が必要となるわけではなく、また、通知する内容については、適正な業務の遂行に支障があるか等も考慮して判断することができると思われる(指針解説第 3.II.3(2)②)。指針解説は、通知までの具体的な期間を示すことや、調査の完了を待たずに、通報の受付や調査の開始についても通知することなどを推奨している(指針解説第 3.II.3(2)④)。

(c)については、内部公益通報への対応に関する記録を作成し、適切な期間保管すること、内部公益通報対応体制を定期的に評価・点検し、必要に応じて改善すること、運用実績の概要を支障のない範囲で役職員に開示することが求められる。指針解説は、運用実績の概要や体制の評価・点検の結果を、CSR 報告書やウェブサイト等を通じて開示する等、積極的に対外的にアピールしていくことが望ましいとしている(指針解説第 3.II.3(3)④)。

(d)については、指針において求められる事項について内部規程に定め、当該規程の定めに従って運用することが求められる。

3. 留意点

以上のとおり、指針で求められている措置には、体制整備に留まらず、制度の運用に関わる事項も多く含まれている。そのため、一度指針に従って体制を整備すればそれで終わりというのではなく、定期的に、指針に従った運用ができていないか検証する必要がある。

ガイドラインや事前に公表されていた「公益通報者保護法に基づく指針等に関する検討会」の報告書等に従って従前から体制整備・運用を行ってきた事業者においては、指針に沿った措置をとることは、それほどハードルが高いものではないと思われる。しかし、指針で求められている事項については、内部規程に定めることが求められているので、そのような事業者においても、内部規

程に必要な事項が盛り込まれているか見直す必要がある。

II 最近の危機管理・コンプライアンスに係るトピックについて

執筆者：木目田 裕、宮本 聡、西田 朝輝、松本 佳子

危機管理又はコンプライアンスの観点から、重要と思われるトピックを以下のとおり取りまとめましたので、ご参照ください。
なお、個別の案件につきましては、当事務所が関与しているものもありますため、一切掲載を控えていただいております。

【2021年9月28日】

新たなサイバーセキュリティ戦略に関する閣議決定が行われる

<https://www.nisc.go.jp/active/kihon/pdf/cs-senryaku2021.pdf>

2021年9月28日、新たなサイバーセキュリティ戦略が閣議決定されました。同戦略は、従来のサイバーセキュリティ戦略で掲げられた5つの基本原則(情報の自由な流通の確保、法の支配、開放性、自律性、多様な主体の連携)を堅持しつつ、環境変化や国際情勢を踏まえた近年のサイバー空間における脅威の動向を踏まえ、今後3年間にとるべき目標・指針として、デジタル改革を踏まえたデジタルトランスフォーメーションとサイバーセキュリティの同時推進、公共空間化と相互連関・連鎖が進展するサイバー空間全体を俯瞰した安全・安心の確保、安全保障の観点からの取組強化を掲げるなどしています。

【2021年9月30日】

個人情報保護委、『個人情報保護に関する法律についてのガイドライン』及び『個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について』に関するQ&Aを更新

https://www.ppc.go.jp/files/pdf/2109_APPI_QA_tsuikakoushin.pdf

個人情報保護委員会は、2021年9月30日、『個人情報保護に関する法律についてのガイドライン』及び『個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について』に関するQ&Aを更新しました。当該Q&Aで更新又は追加された事項は、例えば、下記のとおりです。

- ・ 店舗に設置した防犯カメラにより撮影されたカメラ画像や、そこから顔認証データを防犯目的で利用する場合、防犯のためにカメラ画像及び顔認証技術を用いた顔認証データの取扱いが行われることを本人が予測・想定できるように利用目的を特定し、これをあらかじめ公表又はその取得後速やかに通知・公表する必要がある。また、防犯カメラが作動中であることを店舗の入口や設置場所等に掲示する等、防犯カメラにより自らの個人情報が取得されていることを本人において容易に認識可能とするための措置を講ずる必要がある。
- ・ 外部事業者を利用してアンケート調査を実施した場合、外部事業者のみがアンケート調査に係る個人データを取り扱っており、調査を依頼した事業者が一切個人データの取扱いに関与しない場合は、通常、当該個人データに関しては取扱いの委託(個人情報保護法23条5項1号)をしていないと解されることから、当該外部事業者が、自ら個人データを取り扱う主体として、本人からの保有個人データの開示等の請求に対応する必要がある。

【2021年10月8日】

消費者庁、消費裁判手続特例法等に関する検討会の報告書を公表

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_system/meeting_materials/review_meeting_003/

消費者庁は、消費裁判手続特例法等に関する検討会の報告書を公表しました。本報告書では、消費裁判手続特例法に関して、例えば、下記の改正が提言されています。

	現行法	本報告書内の提言
対象となる損害	消費裁判手続特例法に基づく請求の範囲には、契約上の債務の不履行による損害賠償の請求及び不法行為に基づく損害賠償の請求が含まれているが(法3条1項3号、4号)、対象となる損害の範囲から、拡大損害、逸失利益、人身損害及び慰謝料が除かれている(法3条2項)	慰謝料として相当多数の消費者に同一額ないしは共通の算定基準により算定される額が認定される場合 ² については、本制度の対象とすることが考えられる(本報告書10～13頁)。
被告	共通義務確認訴訟の被告となり得る「事業者」は、「法人その他の社団又は財団及び事業を行う場合における個人」とされており(法2条2号)、法人の代表者や従業員等の個人は、自らも事業を行っている場合でない限り、現行法上、本制度の被告とはならない。	現行法上被告に該当する事業者が故意又は重大な過失による不法行為責任を負う場合において、当該事業者と故意又は重大な過失による共同不法行為責任を負う個人を共通義務確認訴訟の被告となる者に追加することが考えられる(本報告書15頁)。
和解	共通義務確認訴訟においても和解が認められているが、その対象は共通義務の存否に限定されている(法10条)。	和解内容を限定する法10条の規律を削除することが考えられる(本報告書18頁)。

【2021年10月13日】

消費者庁、公益通報者保護法に基づく指針の解説を公表

<https://www.caa.go.jp/notice/entry/026034/>

消費者庁は、本年8月に公表された「公益通報者保護法第11条第1項及び第2項の規定に基づき事業者がとるべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針」(以下「本指針」という。)の解説(以下「本指針の解説」という。)が公表されました。

2020年公益通報者保護法改正及び本指針の中で注目すべきポイント等は、[本ニュースレター2021年8月31日号](#)(「消費者庁、『公益通報者保護法第11条第1項及び第2項の規定に基づき事業者がとるべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針』を公表」をご参照ください³。

今回公表された本指針の解説では、例えば、本指針について以下のように記載されております。

【従業者の定め(法11条1項関係)】

- ・ 本指針では、「事業者は、従事者を定める際には、書面により指定をするなど、従事者の地位に就くことが従事者となる者自身に明らかとなる方法により定めなければならない」とされているところ(本指針第3の2(2頁))、指定に当たっては、①従事者に対して個別に通知する方法のほか、②内部規程等において部署・部署内のチーム・役職等の特定の属性で指定することが考えられる(本指針の解説第3I2③(6頁))。

【内部公益通報体制の整備その他の必要な措置(法11条2項関係)】

- ・ 本指針では、「組織の長その他幹部に関係する事案については、これらの者からの独立性を確保する措置をとる」必要があ

² 具体的には、「不法行為の場合には被侵害権利・法益及びその侵害態様が、債務不履行の場合には債務及びその不履行の態様が、相当多数の消費者について共通し、かつ、慰謝料額の算定の基礎となる主要な事実関係が相当多数の消費者について共通する場合」を指す。

³ その他に、2020年公益通報者保護法改正を取り上げた記事としては、下記のものがあります。

- [本ニュースレター2020年3月31日号](#)(「『公益通報者保護法の一部を改正する法律案』が閣議決定」)
- [本ニュースレター2020年6月30日号](#)(「改正公益通報者保護法、公布」)
- [本ニュースレター2020年9月30日号](#)(「消費者庁、改正公益通報者保護法についてのQ&Aを公表」)

るところ(本指針第4の1(2)(2頁))、独立性を確保する方法としては、社外取締役や監査機関⁴にも報告を行ったり、社外取締役や監査機関からモニタリングを受けながら公益通報対応業務を行う等が考えられる(本指針の解説第3Ⅱ1(2)③(9頁))。

・ 本指針では、「内部公益通報受付窓口において内部公益通報を受け付け、正当な理由がある場合を除いて、必要な調査を実施する」とされているところ(本指針第4の1(3)(2頁))、「正当な理由」がある場合の例として、下記のもが考えられる(本指針の解説第3Ⅱ1(3)③(10頁))。

- 解決済みの案件に関する情報が寄せられた場合
- 公益通報者と連絡がとれず事実確認が困難である場合

・ 本指針では、「事業者の労働者及び役員等が範囲外共有を行うことを防ぐための措置をとる」必要があるところ(本指針第4の2(2)(3頁))、範囲外共有を防ぐための措置としては、以下のものが考えられる(本指針の解説第3Ⅱ2(2)③(15頁))。

- 通報事案に係る記録・資料を閲覧・共有することが可能な者を必要最小限に限定し、その範囲を明確に確認する
- 通報事案に係る記録・資料は施錠管理する
- 内部公益通報を受け付ける際には、専用の電話番号や専用メールアドレスを設ける、勤務時間外に個室や事業所外で面談する
- 公益通報に関する記録の保管方法やアクセス権限等を規程において明確にする
- 公益通報者を特定させる事項の秘匿性に関する社内教育を実施する

【内部公益通報体制を実効的に機能させるための措置】

・ 本指針では、「法及び内部公益通報対応体制について、労働者等及び役員並びに退職者に対して教育・周知を行う」が求められるところ(本指針第4の3(1)イ(3頁))、教育周知を行う際には、例えば、以下のような実効的な方法等を検討・実行することが求められる(本指針の解説第3Ⅱ3(1)③(19頁))。

- その内容を労働者等及び役員等の立場・経験年数等に応じて用意する(階層別研修等)
- 周知のツールに多様な媒体を用いる⁵
- 内部公益通報対応体制の内容、具体例を用いた通報対象の説明、公益通報者保護の仕組み、その他内部公益通報受付窓口への相談が想定される質問事項等をFAQにまとめ、イントラネットへの掲載やガイドブックの作成を行う

・ 退職者に対する教育・周知の方法として、例えば、在職中に、退職後も公益通報ができることを教育・周知すること等が考えられる。

【2021年10月21日】

侮辱罪の厳罰化や保釈制度の見直し等に関する法制審議会による答申

保釈制度の見直し: https://www.moj.go.jp/shingi1/shingi06100001_00024.html

侮辱罪の厳罰化: https://www.moj.go.jp/shingi1/shingi06100001_00026.html

法制審議会は、2021年10月21日、侮辱罪の厳罰化や保釈制度の見直し等に関し、要綱計3件を決定し、法務大臣に対する答申を実施しました。本答申には、以下の内容が含まれています。

【保釈制度の見直し】

- ・ 保釈され、又は勾留の執行を停止されている被告人が、召喚を受け正当な理由がなく公判期日に出頭しないときは、2年以下の懲役に処するものとする(要綱案第三の一(7頁))。
- ・ 保釈又は勾留執行停止の取消し・失効後、検察官は、被告人又は被疑者に対し、日時、場所を指定して出頭することを命ずることができる。この場合に、正当な理由なく出頭しない者は、2年以下の懲役に処するものとする(要綱案第三の三(8、9頁))。
- ・ 裁判所は、「保釈を許す場合において、被告人が本邦外に逃亡することを防止するため必要があると認めるとき」は、被告人に対し、GPS端末を自己の身体に装着することを命ずることができる(要綱案第五の一の1(10、11頁))。
- ・ 「正当な理由がなくGPS端末を自己の身体に装着しないとき」などは、1年以下の懲役に処するものとする(要綱案第五の五の1(17頁))。

⁴ 監査役、監査等委員会、監査委員会等を指す。

⁵ 例えば、イントラネット、社内研修、携行カード・広報物の配布、ポスターの掲示等。

【侮辱罪の厳罰化】

- ・ 侮辱罪(刑法 231 条)の法定刑を、現行法の拘留(1 日以上 30 日未満)(刑法 16 条)又は科料(1000 円以上 1 万円未満)(刑法 17 条)から、「1 年以下の懲役若しくは禁錮若しくは 30 万円以下の罰金又は拘留若しくは科料」に引き上げる。

以 上

当事務所危機管理プラクティスグループは、経営責任追及が想定される重大な紛争・不祥事等の危機発生時の対応についてリーガルサービスを提供しています。具体的には、(1)関係当局による調査・捜査への対応、(2)適時開示を含めた証券取引所対応、(3)監督官庁等の官公庁対応、(4)マスコミ対応、に関する助言をするほか、国際的な案件では、外国法律事務所等との連携のもとに対応策を助言します。また、紛争・不祥事発生の原因となった事実関係の調査をするとともに、対応策の一環として再発防止策の策定等を行います。これらの業務を遂行するに当たっては関係当局での勤務経験を有する弁護士が関与することにより、実践的な対応を心がけています。危機予防的観点から、コンプライアンス・リスクマネジメント・内部統制に係る体制整備についての助言も行います。本ニュースレターは、クライアントの皆様のニーズに即応すべく、危機管理分野に関する最新の情報を発信することを目的として発行しているものです。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜に合ったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室 [E-mail](#) 